

○社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業実施要綱

平成12年4月1日

訓令第9号

改正 平成15年3月24日訓令第2号

平成17年3月31日訓令第31号

平成17年9月30日訓令第46号

平成18年6月27日訓令第13号

平成21年5月19日訓令第17号

平成21年6月29日訓令第22号

平成21年11月27日訓令第30号

平成22年3月31日訓令第25号

平成23年3月31日訓令第24号

平成27年7月15日訓令第32号

平成28年3月30日訓令第33号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく通所介護、介護予防通所介護サービス又は介護福祉施設サービスを利用した者が負担する額を軽減した社会福祉法人に対し、その軽減した額の一部を助成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(軽減の対象者)

第2条 軽減の対象者は、羽幌町の被保険者で現に町内に居住する者とし、住民税世帯非課税であって、次の全ての要件を満たす者及び生活保護受給者とする。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者については、介護老人福祉施設におけるユニット型個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ軽減の対象とし、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

(1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加

算した額以下であること。

- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(利用者負担額の軽減)

第3条 軽減の程度は、社会福祉法人が行う法に基づく通所介護、介護予防通所介護サービス又は介護福祉施設サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費(滞在費)に係る利用者負担額(介護福祉施設サービスについては、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)の額とし、円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。ただし、生活保護受給者については、居住費に係る利用者負担額の全額とする。

(利用者負担額軽減の申請)

第4条 利用者負担額の軽減を受けようとする者は、社会福祉法人利用者負担額軽減対象確認申請書(別記様式第1号。以下「軽減申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(軽減対象者の登録及び確認証の交付)

第5条 町長は、前条の規定による軽減申請書の提出を受け審査決定したときは、社会福祉法人利用者負担額軽減確認証交付者登録台帳(別記様式第2号)に登録し、社会福祉法人利用者負担額軽減対象者決定通知書(別記様式第3号)により通知し、社会福祉法人利用者負担額軽減確認証(別記様式第4号。以下「確認証」という。)を交付するものとする。

2 確認証をき損又は亡失したときは、社会福祉法人利用者負担額軽減確認証再交付申請書(別記様式第5号)を提出し、再交付を受けなければならない。

(確認証の有効期間)

第6条 確認証の有効期間については、申請のあった日の属する月の初日から翌年度7月末日までとする。ただし、申請が4月から7月までの間に行われた場合は、その年度の7月末日までとする。

(確認証の提示)

第7条 確認証の交付を受けた者は、通所介護、介護予防通所介護サービス又は介護福祉施設サービスを受ける場合その事業者に被保険者証に確認証を添えて提示するものとする。

(資格の喪失及び確認証の返還)

第8条 確認証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 羽幌町に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 確認証の交付を受けた者の世帯が前年の所得更正等により第2条の規定に該当しなくなったとき。

2 確認証の交付を受けた者で、前項の規定に該当するときは速やかに確認証を町長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第9条 確認証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは社会福祉法人利用者負担額軽減資格変更届出書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) その他申請事項の内容に変更があったとき。

(助成金の交付方法等)

第10条 助成金額は、第3条に定める金額から、社会福祉法人が利用者から本来受領すべき1割負担総額の1%を控除した金額の2分の1を助成する。ただし、介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人について、第3条に定める金額のうち、利用者から本来受領すべき1割負担総額に対する

る割合が10パーセントを超える部分について、全額を助成対象とする。なお、この助成額の算定は、事業所(施設)を単位として行う。

2 助成金の交付方法は、羽幌町補助金等交付規則によるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(有効期間の特例)

2 平成12年4月から6月までの申請については、第6条の規定にかかわらず翌年の6月末日までとする。

(平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置)

3 平成21年4月1日から平成23年3月31日に限り、第3条中「4分の1」とあるのは「28パーセント」と、「2分の1」とあるのは「53パーセント」と読み替えるものとする。ただし、介護福祉施設サービスを利用する者においては、食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額は、本特例措置の対象外とする。

附 則(平成15年3月24日訓令第2号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日訓令第31号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日訓令第46号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

(確認証の有効期間)

2 この訓令の施行の前に交付されたこの訓令による改正前の第5条で規定する社会福祉法人利用者負担額減額確認証のこの訓令による改正前の第6条で

規定する有効期間は、平成17年10月31日までとする。

附 則(平成18年6月27日訓令第13号)

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成21年5月19日訓令第17号)

この訓令は、平成21年5月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成21年6月29日訓令第22号)

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成21年11月27日訓令第30号)

この訓令は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第25号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第24号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月15日訓令第32号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年7月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の第6条の規定に基づき平成26年度及び平成27年度に決定された有効期間にあっては、この訓令による改正後の第6条の規定に基づき決定されたものとみなす。

附 則(平成28年3月30日訓令第33号)抄

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(社会福祉法人利用者負担額軽減制度事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この訓令の施行の際、第4条の規定による改正前の社会福祉法人利用

者負担額軽減制度事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。